

## 平成23年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成23年 9月 15日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成23年 9月 15日（月）9時32分 宣告

会議録署名議員の氏名 10番 米澤壽重 議員 11番 遠藤義光 議員

### 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	14番 福田晃
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	16番 松森豊
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	

### 1、欠席議員

15番 安部和子

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	農林水産課長補佐 竹本久
副町長 門脇裕	下水道課長 中前千之
教育長 山本和博	建設課長 井川善寿
総務課長 齋藤福昌	水道課長 山崎龍一
企画財政課長 大庭孝久	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 脇田千代志	生涯学習課長 大上博人
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 山川由夫
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 井川芳樹	都万支所長 高梨康二
環境課長 浅生久	総務課長補佐 渡部誠
観光課長 吉田誠	企画財政課長補佐 鳥井登
定住対策課長 岡田清明	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 87 号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 88 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 89 号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 90 号 平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 91 号 平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 92 号 隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例
- 議 第 93 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 94 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第 95 号 工事請負契約の締結について〔飯美浄水場紫外線照射設備工事〕
- 議 第 96 号 物品購入契約の締結について〔消防団員活動服〕
- 認定第 1 号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 22 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について

認定第 10 号 平成 22 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 12 号 平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 13 号 平成 22 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 平成 22 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 15 号 平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から、平成 23 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9 時 32 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により、10 番：米澤壽重 議員、11 番：遠藤義光 議員を指名します。

#### 日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 28 日までの 14 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から 9 月 28 日までの 14 日間に決定しました。

#### 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成 23 年第 2 回定例会以降の議会に関する行事・会議などは、お手元に配付した資

料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

6月29日には、竹島領土権確立期成同盟会と本町議会議員が加わり、総合海洋科学基地建設即時中止の要望書を、島根県知事及び島根県議会議長へ提出いたしました。また、当日は、松江市内にて竹島領土権確立をPRする街頭活動を行いました。

7月5日には、国会の島根県選出議員などへの要望活動を期成同盟会と、関係者として竹島対策特別委員会委員長も加わり東京へ出向きました。

7月7日には、島根県町村議会正副会長会議が松江市で開催されました。最近の会務状況と当面の行事予定、全国会関係の状況や、人事関係についての報告と協議を行いました。

7月15日に隠岐空港ジェット機就航初便行事があり、総務産業建設常任委員長、交通対策特別委員長と出迎えをいたしました。

7月21日、6月定例会で設置が決議された竹島対策特別委員会が開催され、これからの当面の取り組みについての協議がなされました。

7月24日から26日にかけて、総務産業建設常任委員会の委員一同が、石川県輪島市に行政視察を行いました。地元市議会と事務局の皆様には大変お世話になりました。後日、改めて委員長より報告をいただきます。

7月27日から8月1日にかけて、「隠岐の海関」が勝ち越しを手土産に、八角部屋隠岐合宿が行われ、島民の歓迎と応援のもと、来場所に向けて練習に精を出していました。

7月28日には、第2回臨時会が開催され、「隠岐の島町米貯蔵施設の指定管理者の指定について」と、「農業委員会委員の議会推薦について」審議がなされ可決いたしました。

8月10日、「隠岐の島町の安全と活力ある島づくり協議会」が開催され、代理として副議長が出席いたしました。

8月15日には、恒例の「隠岐の島町成人式」が隠岐島文化会館で挙行され、新成人196名の内、126名の出席があり、副議長と各常任委員長が出席し、お祝いをしたところであります。

8月18日、閉会中の行財政改革特別委員会と、竹島対策特別委員会が開催されました。中でも竹島対策特別委員会では、今後の特定調査事項の具体的な計画立案が協議されたとのことですので、後日、委員長から報告がございます。

8月22日から25日にかけて、平成22年度の決算監査が実施されました。本日、これより代表監査委員より決算審査報告がございます。

8月23日には、「島根県市町村議会広報研修会」が松江市で開かれ、議会広報調査特別委員長と委員の2名が出席して研鑽を深めております。

8月27日、海士町を会場に「第16回キンニャモニャ祭り」が行われ、来賓として副議長が参加いたしました。

9月6日、松江市で町村の魅力発信事業として、島根県町村会及び島根県町村議会議長会並びに山陰中央テレビ放送の共催により、「輝け11(イレブン)しまね町村フェスティバル」の開催につき、実行委員会が行われ、県町村議長会副会長として出席いたしました。

この事業は、県内各地域において独自の文化や伝統を育み、また、農林水産業の中核を担ってきた町村の輝き・魅力を発信するなど、県内町村の振興に資することをねらいとしております。

早速、11月19日から2日間、松江市で各町村の情報、物産、伝統文化に触れてもらうフェスティバルが開催される予定です。

9月9日には、議会運営委員会が開催され、本定例会の議事日程等の確認と委員会付託案件や、議員提出議案の審査がなされたところであります。

最後に、請願及び陳情についてであります。本日までにそれぞれ4件の請願書・陳情書を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、「地球防衛宣言及び戦争のない世界実現の為の陳情書」につきましては、議員の皆様への配付にとどめることにいたしましたので、ご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

「皆さんおはようございます。」

平成23年第3回 隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も大変な猛暑となりましたが、台風12号の通過とともに幾分か和らぎ、早朝の清々し

い空気が秋の訪れを感じさせてくれる今日この頃でございますが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、先ず以ってお慶び申し上げます。

本日は、平成 23 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、議員各位におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご出席をいただき誠にありがとうございます。

本議会は、平成 23 年度の一般会計及び特別会計の補正予算、あるいは条例の制定及び一部改正、更には工事請負契約の締結そして平成 22 年度決算認定案件等など 25 件の諸議案を上程させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしく願いを申し上げます。

それでは、6 月に開催をいたしました「第 2 回議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告申し上げます。

先ず、町民憲章の制定につきまして、ご報告申し上げます。

平成 16 年 4 月に 4 町村が締結しました「合併協定書」の項目の中に、町民憲章を新町において定めることとされており、本年の 2 月 2 日に町民憲章制定委員会に文案等について諮問をさせていただきました。

そして、7 月 4 日付けで制定委員会から答申書をいただき、9 月 6 日の庁議におきまして、正式に町民憲章の制定について決定をさせていただいたところでございます。その内容につきましては、本日配付をさせていただきましたが、経過等の詳細につきましては会期中の全員協議会で説明させていただきたいと思っております。その上で、町村合併記念日であります 10 月 1 日付けで告示をさせていただきたく存じます。更に、来年早々には町民憲章制定記念式典を開催させていただきたいと、この様に考えておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

次に、竹島領有権の早期確立に関する要望活動等につきまして、ご報告申し上げます。

去る 6 月 29 日、隠岐期成同盟会役員の皆様方と町議会竹島対策特別委員会委員、そして隠岐選出県議会議員とともに県庁へ出向き、県知事、副知事及び県議会議長を訪問をし、竹島周辺海域での総合海洋科学基地の建設中止を韓国に対して申し入れるように、政府に対しまして積極的に働きかけていただきたい旨の要望活動を行ったところでございます。また、先ほど議長からもご報告がございましたが、その日の夕方には、JR 松江駅前で竹島領有権確立等を PR するため、街頭でのビラ配布も実施をさせていただいたところでございます。

さらに 7 月 5 日には上京をさせていただきまして、期成同盟会役員と竹島対策特別委員長及び隠岐選出県議会議員とともに、県選出の国会議員の皆様はじめ関係国会議員を訪問し、

総合海洋科学基地の建設中止を韓国に強く申し入れをするように要望活動を行ってまいりました。

また、8月17日には、期成同盟会役員3名で以って知事を訪ね、竹島東京集会の開催を要望し、今後、県と歩調を合わせ、関係機関・団体及び県選出国會議員の方々と一緒になりまして活動することが重要であると県知事との間で確認をさせていただいたところでございます。

次に、本年度のジェット機の搭乗結果等につきまして、ご報告申し上げます。

ジェット機就航6年目を迎えました本年は、去る7月15日から8月28日までの45日間、ジェット機が今年も就航をいたしました。

昨年と同様にMD90、150人乗りが就航し、台風の影響もございまして1往復2便が欠航いたしましたものの、それ以外は順調に運航ができたようでございます。

本年も、搭乗率80%を目標に掲げて、職員そして関係者一丸となりまして取り組みを行なってまいりました結果、10,684名の方々にご搭乗いただき、最終搭乗率は80.9%と4年ぶりに80%を超すことができました。大変喜んでいるところでございます。

これもひとえに、町民の皆様をはじめ関係者の皆様のお力添えの賜であったと感謝を申し上げているところでございます。

また、8月23日には平成18年度の就航から数え、ジェット便搭乗者が7万人を達成いたしました。当日は記念セレモニーを開催させていただき、横浜市から帰省しておられましたた、7万人目となりましたご家族の方に記念品をお渡しさせていただきました。

本年の結果を踏まえまして、念願であります東京直行便の実現に向けまして、今後も町民の皆様をはじめ関係者の皆様方と力を併せ、更なる交流人口の拡大や観光振興を目指し取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、隠岐郷土力士後援会会長就任及び大相撲八角部屋の隠岐合宿につきまして、ご報告を申し上げます。

最初に、隠岐郷土力士後援会でございますが、7月25日付けで藤村一男会長が退任をされることとなりまして、不肖私が後援会会長をお引き受けさせていただくこととなりました。藤村前会長様には、引き続き名誉会長として、後任の指導、あるいは助言を賜ることとなっております。

さて、郷土力士も隠岐の海関を筆頭に現在4名の力士が角界で頑張っております。隠岐の地名も全国的にPRされてきているところでありまして、今後もしのけるだけのご支援、ご声援

をお願いする次第でございます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿についてでございますが、八角親方をはじめ力士、関係者の皆さん 29 名が来町されまして、7 月 27 日から 8 月 1 日まで 5 泊 6 日の日程で隠岐合宿が行われたところであります。

期間中は晴天にも恵まれましたが、何よりも町民の皆様方のご支援、ご声援をいただき盛会裏に幕を閉じることができましたことを、誠に感謝をいたしております。特に、隠岐水産高等学校の常設相撲場で行われた朝稽古でございますが、この朝稽古見学、延べ 1,200 人を超える町民の皆様方にお出かけをいただきましたが、勇壮な力士の姿や厳しい稽古を目の当たりにいたしまして、プロの世界を実感していただけたかと思えます。

ご支援、ご声援をいただきました町民の皆様方、そして合宿運営に特段のご協力いただきました大勢の方々に、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

次に、「国土交通大臣杯第 4 回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告を申し上げます。

「国土交通大臣杯第 4 回全国離島交流中学生野球大会」が、8 月 18 日から 21 日にかけて、愛媛県の上島町におきまして全国離島を代表する 19 チームが参加をし、盛大に開催されました。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校の 3 中学校の 3 年生の選抜のチームで「隠岐の島あんやらず」を結成をして、そして 13 名の選手と監督、コーチを編成いたしまして第 1 回大会、第 3 回大会と優勝をいたしております、3 度目の優勝を目指し、また離島間の交流を目的に参加をさせていただいたところであります。

選手たちは、激戦を勝ち抜き 3 位という見事な結果を出し、保護者の皆様も大変大喜びでございました。

特に、準々決勝では、最終回 5 点差をひっくり返すという大逆転の舞台をつくり、隠岐の島町チームの底力を第 4 回大会にも、遺憾なく発揮することが出来たかと思えます。

この大会を通じまして、参加をいたしました選手一人ひとりが色々な場面で「島」を感じたり、あるいは我がふるさと「隠岐の島」の良さを改めて認識をし、「島」を想う気持ちがより一層強まったのではなかったかとの様に思っているところでございます。

最後に、この大会に向け 7 月から諸準備をはじめ、炎天下の中厳しい練習を重ね、最後まで隠岐の島町の代表チームとして力いっぱいプレーをしてくださいました「隠岐の島あんやらず」の選手の皆さん、また、彼ら中学生を熱心に指導いただきました監督はじめコーチ、

そしてチームと連携を取り合いながら側面から支えていただきました保護者の皆様方にあらためて感謝を申し上げ、ご報告に代えさせていただきたいと思っております。

次に、隠岐ジオパークにつきまして、ご報告を申し上げます。

去る、8月22日から24日にかけて、隠岐島の世界ジオパーク認定に係る現地視察が、日本ジオパーク委員会によりまして行われました。

現地視察は尾池委員長様でございましたが、元京都大学の学長でございます。その委員長様を始め委員及び事務局職員3名の方々がご来島になられ、現地視察を行っていただきましたが、最終日の評価では好評をいただきました。その講評では「隠岐の魅力を目の当たりにし、また地元の方たちがこの島を紹介したいという熱意が伝わり非常に感激をした。」との、お褒めの言葉をいただきましたが、「この大地をどうやって世界の方々に見てもらうか、その仕組みづくりが大切であり、説明看板の設置でありますとか或いは外国語が話せる、そういったガイドの養成などが必要ではないか。」というようなご指摘もいただいたところでございます。

そして、日本ジオパーク委員会が9月5日に開催をされまして、そして世界ジオパーク申請に伴います推薦決定をいただき報告がございました。推薦はあくまで通過点でございまして、2012年に行われます世界ジオパークネットワークの現地審査までには、説明看板等を含めた体制を早急に整備をいたし世界ジオパーク認定に向けまして、今後も隠岐全島が一体となって取り組んでまいらなくてはならないと、この様に考えておりますので引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、東日本大震災に関します取り組みにつきまして、ご報告を申し上げます。

本町へ避難されて来られました被災者の方々の状況についてでございますが、これまでに本町へは13名の方々が避難をされてこられました。県別では、福島県より3世帯2単身者併せ11名、茨城県・宮城県よりそれぞれ1名となっております。そのうち1名の方は本町へ転入されており、残り12名の方々は8月7日を最後に、東北地方へそれぞれお帰りになりました。本町に在住中には、生活物資・生活支援金の支給などの支援を行ってまいりました。また、島根県の緊急雇用関係では、宮城県から2名の方々が本町の水産会社に就職されており、住宅や生活支援金及び日本赤十字社の生活家電セット支給などの支援を行っております。

次に、8月22日から24日にかけて都万地区におきまして、東日本大震災で大きな被害を受けられました宮城県女川町の離島、出島（いずしま）の小中学生と都万小中学生との

交流事業を行わせていただきました。

当日は、小雨にもかかわらずシーカヤックや地引き網等を体験してもらい、震災後初めて海に入った子ども達は明るく元気に遊び、都万地区の子ども達と島の子同士、絆を深めることができました。

最後に、「株式会社あいらんどの経営状況報告書」及び「隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書」につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきます「株式会社あいらんど経営状況報告書」につきましては、去る 9 月 5 日、隠岐の島町議会議長に提出をさせていただきました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書につきましても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様方への説明責任を果たしてまいりますため、評価委員会の意見を添えまして、同じ日に議長へ提出させていただいたところでございます。

それぞれの内容につきましては、各常任委員会におきまして担当部署から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6 月の定例会以降、私の出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付をいたしました関係資料に掲載をさせていただいておりますので、後ほどまたご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の行政報告を終わらせていただきたいと思います。

**議長（池田信博）**

以上で「行政報告」を終ります。

## **日 程 第 5、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 87 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から、議第 96 号「物品購入契約の締結について〔消防団員活動服〕」までの 10 件と認定第 1 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 15 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 15 件、計 25 件を一括して議題とします。

## **日 程 第 6、提案理由の説明**

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 25 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

それでは、本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第 87 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から、議第 91 号「平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 5 件の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議第 87 号の「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、18 億 1,291 万 3 千円の追加でございます。補正後の予算額を 171 億 3,211 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、町の単独施策として緊急経済対策事業の実施、超高速船レインボー 2 の後継船として、隠岐広域連合が事業主体となり導入いたしますジェットフォイルの購入経費等の負担金、また、布施・中村地区及び磯地区におきまして、民間事業者が県補助金を活用して取り組んでおります小規模多機能型居宅介護施設建設事業への補助金等でございます。

これらの財源につきましては、国・県補助金等の特定財源のほか、ジェットフォイル購入負担金に係る町債や臨時財政対策債を充当いたしますほか、緊急経済対策事業分の財源といたしまして、財政調整基金を充当させていただくものであります。詳細につきましては、この後、副町長より説明をさせていただきたいと思っております。

次に、議第 88 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、6,028 万 5 千円の追加でございます。補正後の予算額を 19 億 5,442 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護納付金等の支払額の決定によります増額と、平成 22 年度分の特定健康診査等に係る国・県補助金及び療養給付費交付金の精算によります償還金を増額補正するものでございます。

これらの財源につきましては、基金繰入金及び繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 89 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、201 万 9 千円の追加でございます。補正後の予算額を 8,748 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、中村歯科診療所の老朽化に伴う修繕工事でございます。この財源につ

きましては、一般会計からの繰入金を充当させていただくものでございます。

次に、議第 90 号の「平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、291 万 6 千円の追加でございまして、補正後の予算額を 4 億 7,776 万 3 千円とするものでございます。

補正の内容は、平成 22 年度の簡易水道事業の消費税額が確定をいたしましたので、その不足分を増額補正するものでございます。

この財源につきましては、島根県からの補償費を充当するものでございます。

次に、議第 91 号の「平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2,994 万 3 千円の追加でございまして、補正後の予算額を 9 億 8,282 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成 22 年度の下水道事業の確定に伴います消費税でありますとか西郷浄化センターの污泥処理業務委託料、今津地区・都万地区の浄化センターの場内改修整備費を、それぞれ新たに計上し、五箇地区農業集落排水事業の基本設計調査委託料を増額補正するものでございます。

これらの財源につきましては、県補助金、一般会計繰入金及び前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 92 号の「隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例」についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成 24 年 3 月末日をもって、学校法人隠岐女子文化学院 文化学院幼稚園がいよいよ休園をすることになりましたがそれに伴い、本町における幼児の教育、保育を一体的に提供してまいりますため、その機能を有する認定こども園を設置するものでございます。

設置場所につきましては、本町の中央部に位置しておりますこと、入所児童数が近年定数を満たしていないこと、そういったことなどを考慮しまして、町立原田保育所を選定をさせていただきました。これによりまして、休園後の幼稚園児童の対応をはじめ、本町の子育て支援が更に充実してまいりますものと考えております。

次に、議第 93 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災に係る「地方税法の一部を改正する法律」が平成 23 年 4 月 27 日に、そしてまた「現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改

正する法律」が去る平成 23 年 6 月 30 日に、それぞれ公布され施行されることに伴いまして、  
隠岐の島町税条例の一部を改正する必要が生じたため、改正させていただくものでござ  
います。

今回の改正の主な内容は、寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げる  
等の見直しを行ったこと、罰則の見直しとして、町民税等の不申告に関する過料の上限額を  
3 万円から 10 万円に引き上げることといたしましたこと等の改正でございます。

また、東日本大震災で被災をされました、そして本町へ転入されました方等への特別措置  
といたしまして、雑損控除等の特例、これは、控除しきれない損失額の繰越期間を 3 年から  
5 年に延長するものでございます。

住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例、これは、被災滅失後も継続適用するもので  
ございます。こういったものを附則に追加するものでございます。

次に、議第 94 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」につきましては、隠岐広域  
連合において整備をいたします障害者支援施設整備に係ります構成町村の負担割合の変更を  
行うものでございます。

次に、議第 95 号の「工事請負契約の締結〔飯美浄水場紫外線照射設備工事〕」についてで  
ありますが、去る 8 月 23 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社  
中国日立島根支社が落札をいたしましたので、同社と契約金額 6,810 万 3 千円で工事請負契  
約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 96 号の「物品購入契約の締結〔消防団員活動服〕」についてであります。去  
る 8 月 29 日、3 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社ヤマダヤが落札  
をいたしましたので、同社と契約金額 952 万 3,500 円で物品購入契約を締結いたしたく、議  
決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号の「平成 22 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、  
認定第 15 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認  
定案件 15 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え監査委員の  
審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定  
に付するものでございます。

また、財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても  
監査委員の審査に付し、同法第 3 条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会  
に報告させていただくものであります。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は171億4,984万7,301円、歳出総額は168億9,964万6,453円の決算となり、歳入歳出の差引額でございます形式収支額は2億5,020万円余の黒字となりまして、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は1億2,776万2千円の黒字となったところでございます。

続きまして平成22年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より4.5ポイント低くなりまして87.7%となりました。このうち公債費の比率は、38.4%から36.9%と大幅に改善させていただいたところでございます。

合併後の、行財政改革の推進などによりまして財政健全化へ向かって取り組んでまいりました結果、徐々にではございますが良い方向に向かっていることは間違いございませんが、町財政の主要財源が交付税でございます本町にとりまして、交付税の額で財政指標が左右されますことから、その動向に留意しつつ、更なる行財政改革の推進が必要な状況には変わりないところかと思えます。

なお、地方債の残高につきましては、事業費縮減と繰上償還の効果もございまして、前年度比で11億6,491万円余りが減額になり、243億8,565万2千円となりまして、地方債現在高比率も前年度比で20ポイント改善されまして252.2%となっております。

基金の残高についてでございますが、交付税の増額等によりまして積立を行い、前年度比で8億6,680万円余りの増額となり、現在49億1,346万円の残高となっております。

次に、各特別会計についてでございますが、厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、なんとか黒字決算とすることができたかと思えます。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書をはじめ、配付いたしました決算関係書類をご覧賜りますようお願い申し上げます、説明を省略させていただきたいと思えますので、ご了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づきます判断比率についてご報告をいたします。

この判断比率で、財政状況をフロー的に見る、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及びストック的に見る将来負担比率の4つの比率がございまして、

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の2つの比率につきましては、本町は全会計で黒字決算でございますので、算定の対象外でございます。

実質公債費比率につきましては、3ヵ年平均で表す指数が前年度の18.9%から19.6%へと

悪くなっておりますが、これは、平成 17 年度、平成 18 年度の繰上償還によります影響がなくなってしまうのでございまして、単年度の数値につきましては、前年度 18.6%から 18.1%へと改善をしてきております。早期健全化の基準数値 25%に対しまして、本町もやっと 19.6%まで下げることができたわけでございます。

また、将来負担比率につきましては、基準数値 350%に対しまして、本町の比率は 102.2%でございまして、これも大きく下回る結果となっております。

もう一点、公営企業におけます資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございまして、資金不足になっておりませんことからこれも対象外であることを、この機会にご報告させていただきたいと思っております。

以上、25 件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

**議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

## **日 程 第 7、決算審査報告**

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査委員

**番外（代表監査委員 大西利明）**

平成 22 年度一般会計及び特別会計の審査及び、平成 23 年度定期監査を次のように実施致しましたので、その結果及び意見・要望について報告致します。

実施期間は、平成 23 年 8 月 22 日から 8 月 25 日の 4 日間実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計が 1 件、特別会計が 13 件でございます。

審査及び監査の状況でございますが、決算審査につきましては、平成 22 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を、担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出

決算書、同付属書類の計数は、それぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金等の管理保管について、正確に処理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見についてでございますが、一般会計では予算総額 175 億 4,349 万円に対し、収入済額は 171 億 4,984 万 7,301 円で収入率は 97.8%となっております。また、支出済額は、168 億 9,964 万 6,453 円で執行率は、96.3%となっており、結果は、2 億 5,020 万 848 円の剰余を生じております。

特別会計 13 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしまして、予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、課題についてでございますが、町税並びに法令等に基づく分担金負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、納税推進係を中心とした徴収業務に努めていることについては評価するものではありませんが、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも徴収業務に努力するよう望むものであります。

次に、不納欠損処理については、個々の滞納者の実態調査並びに法的根拠に基づき適正な処理に努めていただきたい。特に保育料、給食費については、慎重に対処するよう申し上げておきたいと思っております。

以上、平成 22 年度各会計決算審査及び平成 23 年度定期監査の報告といたします。

次に、平成 22 年度上水道事業会計決算審査について報告いたします。

審査日は、平成 23 年 7 月 7 日、1 日間であります。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査をいたしました。

審査の報告といたしまして、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。

また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見といたしまして、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支については、収益的収入関係では、給水収益は前年に比し、300 万円余りの伸び

であります。また、収益的支出関係では、資産減耗費が約 500 万円の減、支払利息では繰上償還などにより約 500 万円の減となっております。今年度は、1,474 万 2,547 円の黒字決算となっております。今年度末の累積欠損額は 3,958 万 9,241 円であります。

課題といたしましては、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り、今後とも、一層の徴収業務に努めていただきたい。

予算の執行にあたっては、より効果的にまた、経費節減に努めていただきたいと思っております。

以上、平成 22 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

**議長（池田信博）**

以上で「決算審査報告」を終ります。

ここで、暫時休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 26 分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 40 分 ）

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10 時 40 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10 時 40 分 ）

**議長（池田信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 40 分 ）

## 日 程 第 8、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、9 月 16 日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9 月 20 日、火曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散会宣告 11 時 41 分 ）